

❖補助金等見直し案一覧（公表用）

（単位：千円）

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
1	財政課	土地開発公社補助	土地開発公社	・土地開発公社の解散及び清算に係る運営費用の補助	有	166		廃止	・R3年度解散	R4:166
2	まちづくり推進課	同名自治体連携事業のうちぶらっと江差送料補助	北海道江差観光みらい機構	・同名自治体連携事業での物産展への出品送料補助（定額）	無※	200	効率性①	廃止	・R3年度いきいきふるさと推進事業補助終了に伴い補助終了 ・連携の効果が低い。観光客の増加や経済効果等 ・物産展での費用対効果が低い。他課の物産展など類似の事業あり。	R4:200
3	まちづくり推進課	中心市街地活性化対策 ①江光ビル跡地景観美化活動補助 ②上町商店街活性化対策補助	①②江差商工会	①江光ビル跡地の景観美化活動への補助 ②ポケットパーク土地賃借料の支援	①有 ②有	①120 ②200	①必要性⑦ ②必要性②③	①廃止 ②廃止	①民間の助成制度を検討。公益財団法人コメリ緑育成財団、一般財団法人セブニレブニ記念財団等 ②活用が少ない。	①R5:120 ②R4:200
4	まちづくり推進課	江差町まちづくり推進交付金	町内に住所を有する個人又は団体等	・ソフト系事業（地域交流推進事業・空き店舗等活用事業・地域ブランド等開発支援・ふるさと納税返礼品拡大支援） ・ハード系事業（空き店舗等再生促進事業）	有	10,000	必要性①②	縮小（要見直し検討）	・内容は毎年度見直しするなど利用しやすいものとなるよう整理必要 ・空き店舗に限定せず、既存の事務所や自宅の改修も対象として検討 ・起業・創業ではなく、事業の拡張や多角化、副業に拡張を検討 ・補助対象事業の絞り込み必要 ・短期間及び期限を決めての募集を。 ・近年の執行状況を踏まえ、予算を半分に縮小（5百万円）	R4:5,000
5	まちづくり推進課	ふるさと応援寄附金対策 ・ふるさと納税事業者連絡協議会補助	ふるさと納税事業者連絡協議会	・R3年度に町内関係事業者で立ち上げるふるさと納税事業者連絡協議会への運営補助（定額）	無	200		継続	－	
6	まちづくり推進課	開陽丸青少年センター補助	開陽丸青少年センター	・研修事業費、事務所管理費、施設維持管理費、施設修繕 ・劣化状況調査委託事務(5,500千円)	無	27,360	効率性⑥⑦	縮小・統合	・みらい機構と統合を検討。統合の時期の目処を具体化及び明確に執り進めを。 ・経常事業分(R3:21,860千円)の削減(5%程度) ・使用料増への取り組み、収入対策の強化を。	R4:1,093
7	産業振興課	おためし地域おこし協力隊（農業） ①体験者交通費助成 ②体験者宿泊費助成	地域おこし協力隊体験者	①往復料金の1/2以内、上限30千円 ②宿泊費の7割助成、上限10千円	無	①60 ②100		継続	・R3の動向によりR4以降の継続について要検討	
8	産業振興課	おためし地域おこし協力隊（漁業） ①体験者交通費助成 ②体験者宿泊費助成	地域おこし協力隊体験者	①往復料金の1/2以内、上限30千円 ②宿泊費の7割助成、上限10千円	無	①60 ②100		継続	・R3の動向によりR4以降の継続について要検討	
9	総務課	江差町交通安全運動推進協議会運営補助	江差町交通安全運動推進協議会	・交通安全運動推進協議会運営補助（定額）	無	315	繰越金①	縮小	・繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R2 315,000－(81,372-371,349×0.1) =271,000（▲44,000）	R4:44
10	町民福祉課	町内会・自治会活動支援 ①町内会連合会補助 ②町内会・自治会活動総合交付金	①町内会連合会 ②町内会・自治会	①団体の運営及び活動に要する経費を予算の範囲内で補助（定額） ②均等割一律42千円、世帯数割@150円	①有 ②有	①300 ②1,794	①繰越金①	①縮小 ②継続	①繰越金有。R3年度以降繰越金が1割以上生じた場合は財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1）	
11	町民福祉課	民生委員児童委員協議会運営補助	江差町民生委員児童委員協議会	・団体の運営及び活動に要する経費を予算の範囲内で補助（定額）	有	200	繰越金①	縮小	・H30、R1とも繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R1 200,000－(118,666-828,636×0.1) =165,000（▲35,000）	R4:35
12	町民福祉課	社会福祉協議会運営補助（福祉活動専門員配置）	江差町社会福祉協議会	・社会福祉協議会が設置する福祉活動専門員に要する人件費及び事務費等の経費を予算の範囲内で補助	有	5,290		継続	－	
13	町民福祉課	江差町遺族会補助	江差町遺族会	・団体の運営及び活動に要する経費を予算の範囲内で補助（定額）	有	20	繰越金①	休止	・支出総額に対して繰越金が多額。支出総額の2～3倍程度。補助休止 ・遺族会のあり方について議論必要	R4:20

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
14	町民福祉課	子どもの未来応援事業学習支援助成	町内に住所を有する児童生徒の保護者で生活保護や就学援助を受けている者	・学習塾等を利用した児童生徒1人当たり月1万円上限	有	4,320		継続	—	
15	財政課	地域集会施設活用事業補助金	公共施設未設置地域において地域の空き家や民間の施設等を借上げし集会施設として活用している町内会	・借上げた施設の賃借料等に係る経費を対象に予算の範囲内で補助	有	144		継続	—	
16	高齢あんしん課	老人クラブ連合会補助	江差町老人クラブ連合会	・団体の運営及び活動に要する経費を予算の範囲内で補助（定額）	有	1,300	繰越金①	縮小	・H30、R1とも繰越金有。財政ルールで削減補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R1 1,300,000-(242,642-1,376,992×0.1) =1,195,000（▲105,000）	R4:105
17	町民福祉課	地域活動支援センター通所交通費助成	町内に住所を有し江差町地域活動支援センターに通所している利用者	・対象者の居所から支援センターまでに要した額のうち ・公共交通機関の利用で最も経済的な経路で算出した交通費の1/2相当 ・自家用車による通所（5km以上に限る）で1日当たり210円	有	84		継続	—	
18	健康推進課	「子育て応援券」交付事業	町内に住所を有する0歳児と1歳児で、その児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児を現に監護している者	・1か月5枚を12か月分60千円（おむつ・おしりふき・粉ミルク・ベビーフード・タクシー代）	有	3,187		継続	—	
19	町民福祉課	水堀学童保育所	江差町放課後児童健全育成事業の届出事業者	・事業運営費用及び指導員増加に伴う追加補助（定額補助）	有	1,800		継続	・指導・助言を継続的に行うこと。	
20	町民福祉課	子ども発達支援センター等通所交通費助成	町内に住所を有し、上ノ国町子ども発達支援センター等または放課後等デイサービス事業所に通所している児童及びその保護者	・対象者の居所から支援センター等に要した額のうち ○公共交通機関の利用で最も経済的な経路で算出した交通費の1/2相当 ○自家用車による通所（5km以上に限る）で1日当たり210円	有	231		継続	—	
21	町民福祉課	子ども・子育て応援給食費補助	各施設に入園している者の保護者のうち、当該年度に負担すべき給食費を当該年度の3月末までに全額納付した保護者	・補助対象経費の1/3を限度、補助金額の上限月額1,500円	有	1,710		継続	—	
22	健康推進課	脳疾患救急搬送特別支援補助	医療法人雄心会江差脳神経外科クリニック	・救急医療及び救急搬送に係る経費を江差町、上ノ国町、乙部町、厚沢部町の4町が共同で支援することによって、南檜山圏域の脳疾患救急医療体制が確保され、もって町民の医療環境の向上を図ることを目的 ・脳疾患の救急医療及び救急搬送に係る経費を補助	有	6,200		継続	—	
23	健康推進課	南檜山地域医療連携システム民間医療機関特別支援補助	町内民間医療機関	・地域医療連携システムに係るシステム保守料等で必要と認める経費の1/2を限度、予算の範囲内	有	3,160		継続	・使用状況・効果・実績等の報告を求めること。	

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
24	高齢あんしん課	介護老人保健施設建設費補助	介護老人保健施設カタセールえさし	・元利償還金補助	無	6,600		廃止	・R3年度で終了	R4:6,600
25	健康推進課	江差町委託医療機関外等の母子健康診査費用助成	町に住所を有する妊産婦及び乳児	・道外医療機関等の妊婦一般健康診査、妊婦超音波検査、精密検査、産婦健康診査について、北海道知事が定める額を上限 ・妊娠40週以降の妊婦一般健康診査、1か月児健診について全額助成	有	212		継続	—	
26	健康推進課	不妊治療費助成事業	町内に住所を有する婚姻関係にある夫婦。詳細要件あり	・医師が必要と認める不妊治療費。内容により10～15万円上限	有	925		継続	—	
27	健康推進課	妊産婦健診等交通費助成事業	江差町に住所を有する妊産婦	・檜山管内を除く医療機関で実施した妊産婦健診等の交通費、1回2,450円	有	1,054		継続	—	
28	健康推進課	母子保健 ・あそびの広場保険料助成	キティサークル	・保険料相当を助成	無	22		継続	—	
29	健康推進課	ピロリ菌検査及び検査等費用助成	江差町に本人または保護者の住民登録があり、町内外中学校に在籍している中学2年生で、検査を希望する者で一次検査の結果、陽性となった者	・二次検査、除菌治療及び除菌判定に要する費用	有	140		継続	—	
30	健康推進課	予防接種助成事業	江差町に住民登録または外国人登録がある者のうち、予防接種の対象者	・対象者が予防接種依頼書により町外医療機関等で接種費用を負担して接種した場合、定める額を限度として償還	有	135		継続	—	
31	健康推進課	風しん予防接種費用助成事業	町内に住所を有する者であって、風しん抗体価が低く将来妊娠を希望する女性及びその夫や同居者	・1人5,000円限度	有	50		継続	—	
32	健康推進課	インフルエンザ予防接種費用助成事業	町内に住所を有する者のうち、予防接種の対象者	・対象者が予防接種依頼書により町外医療機関等で接種費用を負担して接種した場合、定める額を限度として償還	有	179		継続	—	
33	健康推進課	高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業	町内に住所を有する者のうち、予防接種の対象者	・対象者が予防接種依頼書により町外医療機関等で接種費用を負担して接種した場合、定める額を限度として償還	有	25		継続	—	
34	健康推進課	風しん追加的対策予防接種費用助成	抗体保有率が低い現在39～56歳の男性	・2022年3月31日までの3年間限定実施だったが、3年間延長。 ・対象者が予防接種依頼書により町外医療機関等で接種費用を負担して接種した場合、全額償還	有	20		継続	—	
35	総務課	空き缶ボックス新設及び改修費助成	町内会・自治会	・新設及び改修設置費用について空き缶ボックス1基当たり10万円を上限。予算の範囲内で助成	有	300		継続	—	

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
36	総務課	①公衆浴場確保対策事業補助 ②公衆浴場用水道料金に対する助成	①公衆浴場法の許可を受け入浴料金が統制されている施設で1日平均入浴客数が基準入浴者数の60%に満たない施設 ②町内で公衆浴場を営み町上水道から給水し公衆浴場法の許可を受け入浴料金が統制されている施設で1日平均入浴客数が基準入浴者数に満たない施設	①1施設当たり20万円 ②対象者が使用する水道使用料を、前料金(3月分以前)と新料金(4月以降)各々計算しその差額の1/2以内	有	①200 ②26		継続	—	
37	産業振興課	狩猟免許新規取得・更新費等補助	・町内に住所を有し又は勤務し町税などの滞納がなく、狩猟免許を取得し所持許可証の交付を受け猟銃等を所持した者 ・江差町有害鳥獣対策実施隊に入隊し、有害鳥獣駆除業務に継続して従事できる者 ・狩猟免許、所持許可証を取得し、江差町有害鳥獣対策実施隊員として活動している者	・予算の範囲内。狩猟免許または所持許可証の取得に要した経費、狩猟免許または所持許可証の更新に要した経費、猟銃等の購入に要した経費の1/2以内(上限200千円)	有	764		継続	—	
38	産業振興課	農業経営基盤安定対策 ・農業共済掛金助成事業	町内に住所を有する農業者で、道南農業共済組合に加入した者	・会計年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの期間における共済加入者の共済掛金に10分の2を乗じて得た額	有	1,600		継続	—	
39	産業振興課	産地生産力総合支援事業補助	町内に住所を有する農業者等	・町の農業生産力の向上強化と振興作物の地域ブランド化の推進を図るため農業者等の営農に対し、予算の範囲内で補助	有	8,960	補助率①	縮小	・予算総額を8,000千円で固定とし、予算範囲内での補助とすること。補助対象項目を拡大しても可だが、予算が不足しても増額しない。 ・振興作物に係る補助率は2/3、以外は1/2とすること。	R4:960
40	産業振興課	指導農業者・農業士会補助	江差町指導農業者・農業士会	・先進的な農業技術等に係る情報収集活動等に要する会議費・研修費・負担金等 ・上限100千円	有	50		継続	・繰越金有。毎年度補助内容を確認し適切な補助を行うこと。	不明
41	産業振興課	農業経営基盤強化資金利子補給	認定農業者等	・認定農業者等が経営改善を図るために借り入れる農業経営基盤強化資金等の金利負担を軽減するための利子助成金	無 (国制度)	3		継続	—	
42	産業振興課	多面的機能支払交付金事業	広域活動組織又は活動組織(江差町北部環境保全協議会)	・北海道多面的機能支払事業(農地維持支払事業3/4以内・資源向上支払事業3/4以内・推進活動支援事業:定額補助)	無 (国制度)	31,473		継続	—	
43	産業振興課	①国営造成施設管理体制整備促進事業補助 ②水利施設管理強化事業補助	土地改良区	・土地改良区が維持管理する農業水利施設の管理体制の整備推進。 ①予防保全・省エネ対策分10/10以内 ②多面的経費10/10以内	無 (国制度)	①6,400 ②6,460		継続	—	

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
44	産業振興課	農地流動化促進補助	江差町の担い手農家に売った者又は町内に住所を有する農家であって農地を買った者	・担い手農家に売った売主10a当たり1,000円、新規就農者以外の買主10a当たり10,000円、新規就農者が買主の場合10a当たり15,000円	有	2,750	必要性③⑤ 効率性③	廃止	・R4年度売買分までの補助要綱。その期限で終了	R5:2,750
45	産業振興課	豊かな森づくり事業補助	森林所有者等	・循環利用タイプ：小面積伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業 ・集約化促進タイプ：売買等により取得した伐採跡地等の植林を目的として森林経営計画等に基づき行う事業 ・補助基本額の16/26が道、10/26が町負担	無 (道補助)	890		継続	—	
46	産業振興課	森林環境整備推進事業補助	森林所有者等	・私有林の森林資源に対する効率的な施業による森林整備を推進するため、公共補助事業（植栽・下刈・枝打・除間伐など）において実施している森林所有者に対し、国庫補助・道費補助に町費補助を上乗せし補助する。 ・公共補助事業の要件に該当にならない整備に対し町費において補助する。 ・森林環境譲与税基金充当事業	無	1,000		継続	—	
47	産業振興課	特用林産物生産拡大事業補助(タラノメ)	特用林産物の栽培に取り組む事業者	・町内において新たな特用林産物の産地づくりに向け、意欲的に試験栽培に取り組む事業者を支援することを目的とし、10/10以内、予算の範囲内で補助 ・補助対象事業：町内における特用林産物の栽培、生産された特用林産物の販売促進	有	311		継続	—	
48	産業振興課	漁船上架施設補助	上架施設管理者（檜山造船公社）	・漁船上架施設管理に必要な資材等について補助	無	602	必要性③	廃止	・R3年度で終了	R4:602
49	欠番									
50	産業振興課	江差産ニシン活用促進対策事業補助	江差町観光まちづくり協議会	・江差産ニシンの活用促進を図るために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助。 ・江差産ニシンを確保又は活用するための経費。定額補助。	有	500	必要性②③	縮小	・終期設定必要 ・保管量減を検討	不明
51	産業振興課	漁業経営基盤安定対策 ・漁船保険掛金補助	町内に住所を有するひやま漁業協同組合江差支所の正組合員及びこれらで構成される団体・共同経営体	・江差町の漁業経営基盤の安定、又は操業の安全性確保を図るため、事業実施の必要性及び緊急性が高いもの ・漁船保険掛金補助3/10以内	有	4,000		継続	—	
52	欠番									
53	産業振興課	ナマコ栽培漁業推進補助	ひやま漁業協同組合江差ナマコ協議会	・種苗生産及び放流試験・研究経費について3/4補助	無	1,950	補助率①	縮小	・補助率3/4から1/2若しくは2/3へ。 ・効果があるかどうか、売り上げに繋がっているかなど内容を精査し検証すること。	R4:216 (2/3の効果額)

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
54	産業振興課	サケ海中飼育推進補助	ひやま漁業協同組合	・回帰率向上を図るべく降海期のサケ稚魚を直接海中生簀で二次飼育し放流。1/3補助	無	666		継続	—	
55	産業振興課	サケ種苗生産施設運営補助	ひやま漁業協同組合	・低密度飼育による健苗性を高めたサケ稚魚を放流し、回帰率の向上によるサケ資源の回復を目指し、漁業生産の向上を図る。関係6町で均等負担	無	1,200		継続	—	
56	産業振興課	檜山サケ海中二次飼育施設整備事業補助	ひやま漁業協同組合	・管内各地で行われているサケ稚魚の二次飼育について一部施設の老朽化により飼育稚魚が高密度になっている。管内の漁港内に海中飼育用の網生簀を設置し稚魚の分散化による低密度飼育を行い健苗を放流することにより回帰率の向上を図る。4,500千円を関係5町で負担	無	900		廃止	・R3年度で終了	R4:900
57	産業振興課	ウニ栽培漁業推進事業補助	ひやま漁業協同組合	・江差磯廻り団体のウニ種苗購入費の3/4補助	無	1,650	補助率①	縮小	・開始3か年は2/3とするが、以降は1/2	R4:550 (2/3の効果額)
58	産業振興課	漁業近代化資金利子補給	漁業者	・制度資金金融機関（ひやま漁協・信漁連）の漁業者に対する漁業近代化融資平均残高への利子補給（0.1～0.5%）	無	81		継続	—	
59	産業振興課	江差商工会補助 ・商工業振興事業補助	江差商工会	・商工会が行う小規模事業及び商工業者の振興と安定を図るための事業（商工会が行う経営改善普及事業及び、一般事業並びに商工会の管理・運営に要する経費のうち、町長が必要かつ適当と認めるものを対象）で事業により15/100～100/100補助	有	7,272		継続	・効率化や広域連携などができないか商工会との協議を検討すること。	
60	産業振興課	がんばる商店街づくり支援事業補助	江差商工会	・江差商工会が元気な商店街及びにぎわいのある街づくりを行うため、商店街等と連携して取り組む事業に要する経費等について、予算の範囲内で補助金を交付。 ・にぎわい創出のためのイベント事業 ・商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与すると町長が認める事業 ・販路拡大事業等	有	1,500	効率性①⑥	縮小	・補助率について、申請者に一定の負担を求める補助率へ変更すること。	不明
61	産業振興課	産業まつり補助	江差町産業まつり実行委員会	・町内の農林水産業、商工業の発展及び特産物の販売振興を行うため、町内各種団体等と協力して実施する産業まつり開催事業に要する経費等について、予算の範囲内で助成金を交付	有	300	繰越金①	縮小	・H30、R1とも繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R1 300,000－(92,188-577,096×0.1) =266,000（▲34,000）	R4:34

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
62	産業振興課	持続可能な商店街づくり事業 ・商店街コミュニティ活動交付金 ・コミュニティの場づくり助成金 ・促進キャンペーン助成金 ・飲食店応援キャンペーン助成金	商店街	・スマイル商店街事業～商店街におけるコミュニティ活動への支援 ・ウェルカム商店街事業～重点地域の商店街（愛宕、法華寺通り）に人を呼び込むための販売促進キャンペーンを支援、飲食店における利用促進のキャンペーンを支援 ・チャレンジ商店街事業～地域の持続的発展、商店街の活性化に取り組む中核的な人材、中心的な役割を担う組織の育成支援	有	3,100	効率性①⑥	縮小	・補助率及び補助額について、申請者に一定の負担を求める内容へ変更すること。	
63	産業振興課	地域産品営業プロモーション推進 ・地域産品地産地消・外商推進事業補助	①一般社団法人北海道江差観光みらい機構 ②町長が特に認める団体等	①地域産品のインターネット販売のための環境整備及び地域産品の町内における販売促進に係る事業 ②地域産品の生産または販路の拡大のために行う機器導入に係る事業	有	1,266		①継続 ②廃止	①－ ②R3年度で終了	②R4:266
64	追分観光課	“古くて新しいまち江差”観光振興（地域DMO事業） ・一般社団法人北海道江差観光みらい機構補助	一般社団法人北海道江差観光みらい機構	・一般社団法人北海道江差観光みらい機構の運営に係る経費を補助	有	34,295	効率性①⑥⑦	縮小・統合	・開陽丸と統合を検討。統合の時期の目処をある程度具体化及び明確にし、執り進めを。 ・経費の削減を（5%程度）	R4:1,715
65	追分観光課	日本遺産地域活性化推進事業 ・江差町観光まちづくり協議会補助	江差町観光まちづくり協議会	・VR映像放送機器保守分の補助 ・日本遺産PR事業運営（in函館蔦屋書店）に係る補助	無	2,056		継続	－	
66	追分観光課	江差観光コンベンション協会運営補助	江差観光コンベンション協会	・江差観光コンベンション協会運営に係る補助	無	4,600	効率性⑥⑦ 繰越金①	縮小	・事業ごとの収支の分析を。 ・新たな財源（イベントでの料金徴収等）の検討 ・繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R2 4,200,000-(1,338,667-11,574,263×0.1)=4,019,000（▲181,000）	R4:181
67	追分観光課	江差追分会運営補助	江差追分会	・江差追分会に係る補助	無	11,053	効率性⑥⑦ 自己財源①	継続	・事業ごとの収支の分析を。 ・謝礼の見直し ・新たな財源（スポンサーなど）の検討	
68	追分観光課	江差町民芸団体連絡協議会運営補助	江差町民芸団体連絡協議会	・江差町民芸団体連絡協議会に係る補助	無	1,151	繰越金①	縮小	・繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R1 900,000-(145,382-949,617×0.1) =850,000（▲50,000）	R4:132
69	財政課	逆川森林公園管理 ・鹹川共農生産森林組合補助	鹹川共農生産森林組合	・逆川森林公園管理に必要な備品について補助	無	325		廃止	・R3年度で終了	R4:325
70	建設水道課	町内会等管理街灯修繕等助成	町内会等	・町内会等が設置し、維持管理する街灯の修繕等に係る費用に対して、町内会等の負担軽減を図るため、予算の範囲内で助成金を交付 ①既設灯具のLED化改良（LED規格20VAまで）。8/10以内補助 ②既設灯具に係る電球取替等の簡易修繕費用。3/10以内補助	有	2,849	①必要性③	①縮小 ②継続	①LED化改良についてはR4年度で終了。町内会等のLED化は進んでいる。 ②既設灯具の簡易修繕費用助成は継続	①R5:1,760

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
71	建設水道課	街路灯電気料補助	町内会等	・夜間における交通安全や保安をはかり美観を保持するため、街路灯を設置した団体に対しその街路灯の電気料を補助 ・電気料の70%以内を予算の範囲内で補助（要綱上）。現在80%で補助	有	3,548	補助率①	縮小	・LED化補助終了に併せ現行率8/10補助を終了。以降は要綱どおり7/10補助に引き下げる。	R5:444
72	建設水道課	きれいなまちづくり推進植花事業補助金交付要綱	町内会等及び植花・植栽事業に取り組むまちづくり団体	・景観や環境の美化運動推進を目的に行う花壇等の整備による植花事業に対し補助 ・新規の花壇等の整備事業 1団体15万円 ・既存の花壇等の改良事業 1団体3万円	有	210	必要性①⑦ 効率性①	廃止	・当該補助金の活用の広がりが見られない。 ・民間の助成制度を検討。公益財団法人コメリ緑育成財団、一般財団法人セブンイレブン記念財団など ・事業のあり方を含め方向性の転換を検討	R4:210
73	建設水道課	住宅リフォームプレミアム商品券発行事業補助	江差商工会	・町内の事業者等において住宅のリフォーム工事に共通して利用できる商品券を発行し、地域での消費喚起効果の拡大を図る。 ・予算の範囲内、10/10以内補助。	有	12,320		廃止	・R3年度で事業終了	R4:12,320
74	総務課	危険空き家解体費補助	老朽化又は台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又はその一部が飛散する恐れのある危険な状態にある特定空き家の所有者であり補助要件を満たす者	・解体施工業者による補助対象空き家及びそれに付随する工作物等の解体工事にかかる費用の1/2以内、上限50万円。	有	2,500		継続	—	
75	学校教育課	小中一貫教育推進委員会補助	江差町小中一貫教育推進委員会	・江差町における小中一貫教育の基本構想に則り必要な協議・検討・支援などの業務を行う委員会に対し補助	有	480	適正性②③	縮小	・過去2か年の実績から300千円で運営可能	R4:180
76	学校教育課	江差町特別支援学級教育研究会補助	江差町特別支援学級教育研究会	・小・中学校の教育の向上と振興を図るために小中学校と連携の上組織された学校教育研究会等の団体の研究・研修等に要する経費で予算の範囲内	有	157		継続	—	
77	学校教育課	江差町教育研究会補助	江差町教育研究会	・小・中学校の教育の向上と振興を図るために、小・中学校と連携の上組織された学校教育研究会等の団体の研究・研修等に要する経費で、予算の範囲内	有	141		継続	—	
78	学校教育課	江差町小学校体育連盟補助	江差町小学校体育連盟	・小・中学校の教育の向上と振興を図るために、小・中学校と連携の上組織された学校教育研究会等の団体の研究・研修等に要する経費で、予算の範囲内	有	219	対象経費①	縮小	・食糧費は補助対象外経費とすること（役員弁当、飲み物）	R4:24
79	学校教育課	学校給食費補助	児童・生徒の保護者で当該年度末までに学校給食費を全額納付した者	・小学校：月1,400円 ・中学校：月1,700円	有	6,095		継続	—	
80	学校教育課	中体連等出場補助	中学校	・中体連出場に伴う必要経費の補助	有	2,200		継続	—	

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
81	社会教育課	青少年健全育成会議補助	青少年健全育成会議	・青少年健全育成会議運営に伴う補助	有	180		継続	—	
82	社会教育課	文化会館利活用促進事業補助	文化会館の指定管理者	・町民等が文化芸術に親しめる鑑賞事業 ・施設の新たな利用促進が期待できる子ども体験事業 ・補助金交付対象額と予算額のいずれか低い方	有	500		継続	—	
83	社会教育課	文化協会補助	江差町文化協会	・文化協会運営補助	有	475	繰越金① 補助率①	縮小	・繰越金有。財政ルールで削減 補助金額－（繰越金－支出総額×0.1） R1 475,000－(85,878-671,777×0.1) =457,000（▲18,000）	R4:18
84	社会教育課	無形民俗文化財保存伝承対策補助	無形民俗文化財の保存会	・保存伝承活動を支援し、後世にわたり保存・伝承を図る。保存伝承に係る経費について、1団体上限5万円	有	335	効率性②	縮小	・執行率が低い。R2年60千円(17.9%)、R1年90千円(26.9%)。予算額1/2カット	R4:167
85	社会教育課	パークゴルフ場運営費補助	・江差パークゴルフ協会 ・パークゴルフ愛遊会 ・水堀パークゴルフ愛好会	・パークゴルフを通じてスポーツの普及振興を図り、地域住民の交流と健康増進など地域社会の振興に寄与することを目的として、町内3施設のパークゴルフ場に対し運営費を補助 ・飲食以外の経費を予算の範囲内で補助	有	3,200	対象経費①	縮小	・人件費相当分について3か年でおおよそ半分に削減	R4:200 R5:200 R6:100
86	社会教育課	社会教育団体施設使用料補助	旧学習センターの閉鎖時点で同施設を定期利用していた社会教育登録団体	・旧江差町生涯学習センターの閉鎖に伴い、檜山地域人材開発センターへ活動拠点を移転した団体に対し、両施設間に生じる施設使用料の差額分について補助・補てんし、生涯学習活動の継続を支援することを目的 ・まなびっく使用団体登録料 ・旧学習センターとまなびっくに生じる使用料の差額のうち増額分の使用料	有	780		継続	・移転時から相当年数経過している。制度設計含め、見直しについて検討すること。	
87	社会教育課	中央大会派遣補助	全道大会、全国大会に出場する社会教育団体	・参加経費や旅費等の1/2相当を予算の範囲内で補助	有	608	対象経費①	継続	—	
88	社会教育課	檜山管内スポーツフェスタ参加補助	檜山管内スポーツフェスタに出場する団体等	・参加経費や旅費等を予算の範囲内で補助	有	140	対象経費①	継続	—	
89	社会教育課	スポーツ少年団活動支援補助	スポーツ少年団本部	・スポーツ少年団への活動費助成を通じて、それぞれのスポーツ活動が活発化され、町内のスポーツの振興と少年期における体力向上の推進を図り、町全体でスポーツ活動を応援することへの気運を高める。スポーツ少年団本部から各団体へ交付。 ・予算の範囲内で各団体一律	有	216		継続	—	
90	国保会計健康推進課	インフルエンザ予防接種費用助成事業	江差町に住居登録または外国人登録がある者のうち、国保加入者で予防接種の対象者	・対象者が予防接種依頼書により町外医療機関等で接種費用を負担して接種した場合、定める額を限度として償還	有	40		継続	—	

番号	所管課	補助・助成金名	補助・助成先	補助・助成の概要	要綱等の有無	予算額	見直しの視点	見直しの方針	左の内容・理由	想定される効果額
9 1	介護保険会計 高齢あんしん課	江差町介護用品給付費支給事業（在宅利用者おむつ使用補助）	江差町内に居住し介護要件に該当する者	・対象者が1ヶ月に購入し支払った金額の100分の80を支給（上限8,000円）	有	2,500		継続	—	
9 2	公共下水道事業会計 建設水道課	公共下水道利用促進（水洗便所等改造奨励金）	家屋の所有者で町税等の滞納がない者等	・汲み取り式から移行 ・1年未満50千円 ・1年以上2年未満30千円 ・2年以上3年未満10千円 ・浄化槽から移行30千円	有	200		継続	—	
9 3	公設地方卸売市場会計 産業振興課	地方卸売市場卸売業者経営基盤安定対策事業補助	地方卸売市場卸売業者	・卸売業者の運営に係る経費のうち、必要と認める経費の10/10以内、予算の範囲内	有	1,720	必要性②	縮小	・内部留保を見極めながら段階的に縮小するとともに終期設定（3～5年目途）	